



平成29年11月29日

議 案  
(そ の 2)

11月定例会議

常 総 市



## 議案第44号

じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）基本構想の策定について

じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）基本構想を別冊のとおり策定したいので、常総市議会の議決すべき事件を定める条例（平成29年常総市条例第14号）第2条第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、市の将来像及び取り組むべき施策の方向性を示す行政運営の総合的な指針となる計画であり、まちづくり、地域の活性化等に係る様々な施策の最上位に位置付けられる常総市総合計画の基本構想を策定するため、これを提出する。

議案第45号

常総地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により常総地方広域市町村圏事務組合同規約（昭和47年地指令第297号）を次のように変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、本市が加入する一部事務組合である常総地方広域市町村圏事務組合が共同処理する事務のうち、広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務を廃止することとし、当該事務に係る規定を削る改正を行うため、これを提出する。

## 常総地方広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

常総地方広域市町村圏事務組合同規約（昭和47年地指令第297号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第2号アからウ」を「第1号から第3号まで」に、「同号エ」を「第4号」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 総合運動公園
- (2) ごみ処理施設
- (3) 地域交流センター
- (4) 消防
- (5) 職員の共同研修
- (6) 職員の人事交流に関する企画立案
- (7) 総合防災センター
- (8) 障害者支援施設

付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

## 議案第46号

### 常総市印鑑条例の一部を改正する条例について

常総市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、性同一性障害を抱える方への配慮として、印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を除く改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市印鑑条例の一部を改正する条例

常総市印鑑条例（昭和57年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中第3号を削り，第4号を第3号とし，第5号を第4号とする。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

## 議案第47号

### 常総市税条例等の一部を改正する条例について

常総市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、地方税法が改正され、個人市民税において配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されることに伴い、条例で規定する用語を改めるほか、緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置の創設に伴い、その軽減割合を定める改正を行うため、これを提出する。



常総市条例第 号

常総市税条例等の一部を改正する条例

(常総市税条例の一部改正)

第1条 常総市税条例(昭和33年水海道市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び附則第6条の3第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第12条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(常総市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 常総市税条例等の一部を改正する条例(平成26年常総市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第5項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成27年新条例第83条及び平成28年新条例」を「常総市税条例第83条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第83条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第83条第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	5,500円
第83条第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	7,200円
第83条第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	3,000円
第83条第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	4,000円
附則第13条	第83条	常総市税条例等の一部を改正する条例(平成26年常総市条例第10号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第4条第5項の規定により読み替えて適用される第83条
附則第13条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第4条第5項の規定により読み替えて

		適用される第83条第2号ア (イ)
	3,900円	3,100円
附則第13条の表第2号ア (ウ) a (a)の項	第2号ア(ウ) a (a)	平成26年改正条例附則第4条 第5項の規定により読み替えて 適用される第83条第2号ア (ウ) a (a)
	6,900円	5,500円
附則第13条の表第2号ア (ウ) a (b)の項	第2号ア(ウ) a (b)	平成26年改正条例附則第4条 第5項の規定により読み替えて 適用される第83条第2号ア (ウ) a (b)
	10,800円	7,200円
附則第13条の表第2号ア (ウ) b (a)の項	第2号ア(ウ) b (a)	平成26年改正条例附則第4条 第5項の規定により読み替えて 適用される第83条第2号ア (ウ) b (a)
	3,800円	3,000円
附則第13条の表第2号ア (ウ) b (b)の項	第2号ア(ウ) b (b)	平成26年改正条例附則第4条 第5項の規定により読み替えて 適用される第83条第2号ア (ウ) b (b)
	5,000円	4,000円

第3条 常総市税条例等の一部を改正する条例（平成28年常総市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の2附則第13条第2項から第4項までを削る改正規定中「第4項」を「第7項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第13条の2を次のように改める。

第13条の2 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中常総市税条例附則第 1 2 条の 2 の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）の施行の日
- (2) 第 2 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 公布の日  
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の常総市税条例第 2 6 条第 2 項及び附則第 6 条の 3 第 1 項の規定は，平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成 3 0 年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

## 議案第48号

常総市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例について

常総市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、介護保険法に基づく厚生省令が改正され、主任介護支援専門員の基準が改められたことから、条例で定める主任介護支援専門員の定義について、省令との整合を図る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

常総市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例（平成27年常総市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「包括支援事業」を「包括的支援事業」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ(3)」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改め、同条第2項第1号中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

別表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「第3条第1項第2号」を「同項第2号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の常総市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例第3条第1項第3号の主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)（平成29年改正省令附則第3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする。

議案第49号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市児童デイサービスセンター                  |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで          |

提案理由

本案は、児童デイサービスセンターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

議案第50号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市心身障害者福祉センター                   |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで          |

提案理由

本案は、心身障害者福祉センターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

議案第51号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市水海道児童センター                     |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで          |

提案理由

本案は、水海道児童センターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。



議案第52号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市三坂児童館                         |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで          |

提案理由

本案は、三坂児童館における指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

## 議案第53号

### 損害賠償請求事件に関する和解について

損害賠償請求事件について、別紙のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、水戸地方裁判所に係属中の損害賠償請求事件について同裁判所から和解の検討を求められたことから、当該和解を成立させるため、これを提出する。

1 和解の当事者

(1) 原告

ア

イ

ウ

エ

(2) 被告 常総市

2 和解条項の要旨

- (1) 被告は、[REDACTED] (以下「原告ら」という。) に対し、見舞金として金200万円 (原告らの連帯債権) の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告らに対し、前号の金員を、本和解成立後4週間以内に、原告らが指定する口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 被告は、原告らに対し、本和解成立後、常総市長が原告らの自宅を訪問することを約束する。訪問の日時、方法等については、原告らと被告との間で別途協議する。
- (4) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告ら及び被告は、本件に関し、原告らと被告の間には、本和解条項に定めるほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第54号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西925号線	古間木新田1-1	古間木1675-1

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第55号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、非常勤の特別職である農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、農地利用の最適化に係る活動の実績に応じた能率給を支給することとし、別表に当該能率給に係る規定を設ける改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3に備考として次のように加える。

備考

- 1 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬にあつては、本表に定めるもののほか、農地利用最適化交付金（農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた茨城県からの交付金をいう。）の範囲内で規則で定める額を能率給として支給する。
- 2 前項の能率給の支給方法は、第3条第4項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成29年7月31日から適用する。